

議会議案第一号

石川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する
条例の一部を改正する条例

石川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和四十九年石川県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。
第二条の表石川県選挙区の項を次のように改める。

野々市市選挙区	野々市市	二人
---------	------	----

附 則

この条例は、平成二十三年十一月十一日から施行する。

議会議案第2号

農林水産業用軽油にかかる軽油引取税の
免税措置の恒久化を求める意見書

農林水産業は、我々国民に「安全・安心」な農林水産物を供給するとともに、国土の保全、水源の涵養、自然環境・海域環境や生態系の保全等にも多面的に寄与している。特に本県では、三方を海に囲まれ、白山山系の豊富な水源に恵まれるなど地域特性を活かし、農林水産業は、地域経済を担う重要な産業となっている。

しかしながら、近年の農林水産業を取り巻く環境は、農林水産物価格の低迷や担い手の高齢化、燃油価格の高騰等、厳しさを増しており、特に漁船漁業においては、燃油費が支出の3割近くを占めることから、燃油の価格安定が、本県のみならず我が国の漁業をはじめとする農林水産業の継続のために必須となっている。

このため、船舶をはじめ農林水産業に使用する軽油引取税の課税免除制度が実施されてきたが、道路特定財源の見直しに伴い、平成24年3月末までの措置とされた。

しかし、課税免除措置が廃止されると、今でさえ困難な農林漁家の経営負担が避けられなくなり、軽油を大量に使用する漁業者や畜産農家・野菜園芸農家をはじめ、本県の基幹産業を支える農林水産業者の多くが経営困難に陥ることは必至であることから、制度の継続は、地域農林水産業の振興と食料自給率の向上を図る立場からも不可欠である。

よって、国におかれては、農林水産業の保護及び事業者の経営の安定化を図るため、農林水産業における軽油については恒久的に課税免除するための措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月29日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
農林水産大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第3号

妊婦健康診査にかかる財政支援の継続を求める意見書

健やかな妊娠と出産のため14回の実施が望ましいとされる「妊婦健康診査」は、従来から5回分について市町村に対し地方財政措置がされてきた。

さらに、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、地方財政措置がされていなかった残りの9回分について、国の平成20年度第2次補正予算において、妊婦健康診査臨時特例交付金及び地方財政措置により財源が確保され、現在、全市町村において14回の妊婦健診費用の公費負担が実施されている。

しかしながら、この拡充分の財源措置は、平成23年度までの時限的措置とされており、平成24年4月以降の財源措置については、明確な方針が示されていない状況にある。

少子化の中、周産期死亡や乳児死亡を防ぐには、妊娠中の適正な母体管理が大変重要であり、安全かつ安心して妊娠・出産ができるよう妊婦健康診査の費用については、国が責任を持って負担すべきものである。

よって、国におかれては、平成24年4月以降も引き続き市町村において安定した妊婦健診を実施できるよう、国による妊婦健診費用の公費負担の継続について強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月29日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣府特命担当大臣(少子化対策)	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第4号

災害時などにおける妊婦と胎児に対する支援の充実を求める意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災とその後の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、現在も多くの人々が避難所生活を余儀なくされている。

とりわけ、妊産婦や母子にとって、このような厳しい環境下では、生活や身の回りの不自由さに加え、将来に対する不安など、生活面や健康面でも過酷な状況に置かれている。

また、災害時はもとより平常時においても、安全かつ安心して妊娠・出産ができ、母と胎児、母と子の命が守られることは、国民誰もの願いである。

よって、国におかれては、このような観点から、下記の事項について実施されるよう強く要望する。

記

- 1 今回の原子力発電所事故災害により、放射能汚染への影響等、妊娠に対する不安が増すことが予想されるため、妊婦に対する心のケアを含めた相談体制の強化に取り組むこと。
 - 2 国は、胎児被ばくを避けるとともに、不必要で正当化されない妊娠中絶を防ぐためにも、胎児と放射能について、正確でわかりやすい情報提供を行うこと。
 - 3 原子力損害の賠償に関する法律による賠償対象に、胎内被ばくや避難等による母子の心身的被害を加えること。
 - 4 出産育児一時金や妊婦健診費補助制度を拡充すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月29日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
原子力経済被害担当大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第5号

学校施設の防災機能向上のための
新たな制度創設を求める意見書

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、その多くは災害時に地域住民の避難所となるため、学校施設の安全性、防災機能の確保は極めて重要である。この度の東日本大震災においても、学校施設は発災直後から避難してきた多くの地域住民の避難生活の拠り所となったが、他方では、食料や毛布等備蓄物資が不足するとともに、通信手段を失い、外部と連携が取れなかったなど、学校施設の防災機能について、様々な課題が浮かび上がってきた。

文部科学省は、本年7月、「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」と題する緊急提言を取りまとめたが、そこでは、今回の大震災を踏まえ、学校が災害時に子どもたちや地域住民の応急避難場所になるという重要な役割を果たすことができるよう、今後の学校施設の整備にあたっては、教育機能のみならず、あらかじめ避難場所として必要な諸機能を備えておくという発想の転換が必要であると提言されている。

よって、国におかれては、学校施設の防災機能の向上を強力に推進するために活用できる国の財政支援制度の改善及び財政措置の拡充に関する下記の項目について、速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 新增築・改築・大規模改造時のみ整備できるとされている貯水槽・自家発電設備等防災設備整備を単独事業化するなど、学校施設防災機能向上のための新たな制度を創設すること。
- 2 制度創設に併せ、地方負担の軽減を図るため、例えば、地方単独事業にしか活用できない防災対策事業債を国庫補助事業の地方負担に充当できるようにするとともに、耐震化事業と同様の地方交付税措置を行うなど、地方財政措置の拡充を図ること。
- 3 学校施設の防災機能向上とともに、再生可能エネルギーの積極的導入を図るため、太陽光発電のみではなく、太陽熱、温度差熱利用、蓄電池などについても、補助対象を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月29日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		
国家戦略担当大臣		
内閣府特命担当大臣(防災)		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第6号

電力多消費型経済からの転換を求める意見書

去る3月に発災した東日本大震災の影響もあり、日本経済の先行きは今後も予断を許さない状況にある。さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、エネルギー供給が制約される中で、長期的な電力消費の抑制が必至となっている。

現在、各家庭では省エネ・節電対策を励行し、大口消費者である企業などでも、電力消費の抑制に努める動きが定着している。

しかしながら、節電努力の要請が長引くと見込まれる中、現在のように個々の努力に委ねられている場当たりの「節電対策」のままでは、社会全体の対応として限界がある。

そのため、これまでのいわゆる「当面の対応」から脱却し、電力多消費型の経済社会からの転換を図り、省エネ・節電対策が日常的・安定的に実施できる社会を早急に実現する必要がある。

よって、国におかれては、電力消費を低減する対策とともに、「電力多消費型経済」から転換させるため、下記の項目を早急に実施するよう強く要望する。

記

- 1 家庭での省エネ、エコ化の早期推進のため、「節電エコポイント制度（仮称）」を創設し、省エネ型家電への買い替え（旧式の冷蔵庫・エアコンの買い替え）やLED照明の普及を促進するとともに、住宅エコポイントについては、改修工事の対象範囲などを拡充した上で再実施すること。
- 2 事業所等における太陽光発電設備やLED照明導入などの省エネ投資を促進するため、税制、金融面での支援措置を講じること。
- 3 企業における長期休暇取得、輪番操業及び在宅勤務の推進など、電力消費の抑制を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月29日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
環境大臣
国家戦略担当大臣
内閣府特命担当大臣(金融)
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第7号

大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の
創設を求める意見書

大規模地震や豪雨等の非常災害時において、被災地に派遣された教職員は、現地の学校現場における復旧支援に大きく貢献してきた。

この度の東日本大震災においても、学校機能の回復に向けた応急支援に加え、被災児童生徒の心のケアや学習の遅れに対する個別指導など、様々な役割を果たし、その重要性が改めて認識されている。

しかしながら、一方では大規模災害時における教職員派遣について、国としての明確なスキームが存在していないため、今回の大震災では、派遣教職員の確保にあたり、派遣自治体と被災自治体間における職種面や人数面でのミスマッチや教職員の派遣に係る費用負担のあり方等について、様々な問題が浮き彫りになっている。

こうした実態を踏まえ、先般、宮城県教育委員会が文部科学省に対し、大規模な災害があった場合に備えて、被災地に応援派遣する教職員をあらかじめ登録しておく仕組みづくりを要望するなど、現在、被災地を中心に大規模災害時に備えた教職員派遣制度の創設を求める声が高まっている。

よって、国におかれては、大規模災害時に、被災自治体に対して全国の自治体から適切に教職員派遣を進めるため、公立学校教職員派遣制度の創設が不可欠であるとの認識に立ち、下記の項目について速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 東日本大震災で明らかになった教職員派遣に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など、過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。
- 2 大規模災害時における迅速かつ適切な教職員派遣を行うため、地方自治体による派遣教職員情報のデータベース化や被災地とのマッチング支援などを図る公立学校教職員派遣制度を創設するとともに、制度の導入にあたっては、大規模災害時における教職員派遣に関する課題が克服されるよう費用負担のあり方を明記するなど、被災自治体の状況を踏まえた制度設計に努めること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月29日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
国家戦略担当大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

米の先物取引に関する意見書

農業は、人間の生存に不可欠な食料を生産し、供給するという重要な役割を担っているが、農業を取り巻く状況は、高齢化の進展や担い手の不足、農産物価格の低迷や食料自給率の低下など、大変厳しい状況にある。

一方、世界の食料需給をめぐっては、人口増加やバイオ燃料など非食用の需要増などにより国際価格が高騰し、我が国の食料確保を外国に委ねることは危ぶまれる状況となっており、国民への食料の安定供給を確保するためには、食料生産を担う我が国農業者の経営環境の安定が何よりも重大な課題である。

特に米は、我が国の主食として、国民に安定的に供給していくことが何よりも重要であり、そのためには、稲作農家の経営安定が必要であり、また、米の需給と価格の安定は、農政の基本であると同時に、国民全体の基本的要求である。

このような中、国は本年7月1日、東京穀物商品取引所及び関西商品取引所が申請していた米の先物取引の試験上場を認可した。国は、認可した理由について、生産流通に対して著しい支障を及ぼす恐れがあるかどうかについて立証が困難であるためとしている。

しかしながら、米の先物取引については、以下の点について、生産者をはじめ、流通業者・消費者の多くが疑念と不安を抱いている。

第1に、両取引所は、平成17年にも試験上場を申請しているが、現行の米政策や価格政策と先物取引は相矛盾し、生産と流通に著しい混乱を及ぼす恐れがあることから不認可とされた経緯があり、今日、米の戸別所得補償制度導入による生産調整選択性への移行を大きな情勢変化としているが、全く状況的には変わりがなくともかかわらず、拙速に認可したこと。

第2に、米は一年一作であり、細かい需要変動に機敏に対応できず、計画生産が非常に重要な品目であるが、投機資金の流入により、価格が乱高下し、これに伴い需要の極端な変動が懸念され、計画生産が成立せず、生産現場に混乱をもたらし、その結果、主食の安定供給が達成できなくなること。

第3に、仮に投機資金の流入が少なくても、極端に消費サイド主導の価格形成がなされ、過度な米価低落傾向が固定化された場合、現下の財政状況に鑑みれば、戸別所得補償制度による価格補てんも限界に達し、生産者の生産環境の悪化に拍車をかけること。

第4に、標準品による取引は、消費者ニーズに基づく現行の流通実態から著しく乖離したものであること。

よって、国におかれては、このような事情を十分考慮し、米の先物取引の本上場を不認可とすることと併せて、試験上場を即刻廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月29日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
農林水産大臣	
内閣官房長官	

議会議案第9号

円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書

欧州での経済危機や、米国の国債格下げ問題などを原因に円高が歴史的な水準で進行している。日本経済は円高・デフレ傾向が長期化し、東日本大震災による経済情勢の悪化も懸念されている。

しかしながら、政府は二度にわたる補正予算を編成するも、本格的な復旧・復興につながる大規模な予算編成とは言えず、景気回復に向けた好材料とはならないものであった。さらに、電力需給の逼迫が長期化し、円高傾向も続くことになれば、企業が海外に生産拠点を移すことは明白であり、雇用・産業空洞化が進行することとなるが、これまで政府は具体策を示すことなく、産業界に任せきりであると言わざるを得ない。

また、歴史的水準の円高は、地域の製造業、観光業に大きな打撃を与えており、この状態を放置すると、地域経済は悪化の一途をたどることとなる。

よって、国におかれては、「日本経済全体の復興が被災地の復興につながる」との考え方の下、抜本的な円高・デフレ対策に取り組むとともに、下記の事項について、早急に実現を図るよう強く要望する。

記

- 1 日本経済全体を底上げするための景気対策、防災対策のための必要な公共事業の推進などを含めた補正予算を早急に編成・執行すること。
- 2 年末に向けた中小企業の万全な資金繰り対策の拡充など、円高の痛みを直接受ける輸出産業への痛みを緩和する施策を打ち出すこと。
- 3 外国人観光客の減少による観光業への支援策を打ち出すこと。
- 4 地域の雇用維持・確保に活用できる臨時交付金を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月29日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
国家戦略担当大臣
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
内閣官房長官

あて

議会議案第10号

「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書

政府は、本年7月29日の少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を決定し、「平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」との方針を示した。

新システムの導入は、保育現場に市場原理が持ち込まれることになり、児童福祉法の自治体の保育実施義務をなくすなど、福祉としての保育制度が維持されないことや、保護者の負担増につながる制度見直しとなるなどの懸念があり、国の責任で福祉として行われてきた保育制度の根幹が大きく揺らぐ恐れがある。また、新システム導入に必要な約1兆円の財源は明確になっておらず、現状では新システム導入は極めて不透明な情勢となっている。このままでは、平成24年度からの保育施策がどのような方向性になるか明確ではなく、保育現場での無用な混乱や不安に拍車がかかることとなる。

よって、国におかれては、以下の項目について早急に実現を図り、誰もが安心して使用できる保育制度を維持・拡充されることを強く要望する。

記

- 1 「子ども・子育て新システム」について、財源的な見通しが立たない中で移行は困難であり、「今年度中の法律案提出」との方針を撤回すること。
 - 2 保育制度の見直しにあたっては、保護者及び保育現場等の意見を十分尊重し、現行制度の一層の充実を図るなど慎重に検討すること。
 - 3 来年度予算編成に向けて「安心子ども基金」の拡充等、保育の充実に向けた地方の創意工夫が生かされるよう所要の措置を講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月29日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣府特命担当大臣(少子化対策)	
内閣官房長官	

石川県議会